

# ビジネスサポートながの

Business support NAGANO

3

MARCH 2012



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社中村建築研究所  
代表取締役

高橋 賢二氏

Kenji Takahashi



穂高神社（平成21年式年大遷宮造営工事）

株式会社中村建築研究所  
長野市妻科407  
TEL 026-235-1171 FAX 026-235-4766  
設立 昭和22年3月  
資本金 1,000万円

## 数百年残す木造建築を設計する仕事。

「とにかく木が好きだった建築学生時代、たまたま長野で建築中の神社で原寸図面を書いているのを見て、これは面白いと。それで今の会社を見つけ、入れてもらったんです」

中村建築研究所は戦前から東京で社寺建築を手がけていた先代が、戸隠神社の造営に携わった縁で戦後、長野で設立。以来今日まで、一級建築士事務所として社寺の設計監理をほぼ専門に手がける。

高橋賢二社長が社寺建築設計の世界に飛び込んだのは20歳の頃。ちょうど40年前のことだ。「入社10年間は休業期間、タダ働きのようなものでした(笑)」。以来、長野県内外の社寺設計を数多く手がけ、現在は善光寺と穂高神社の顧問建築士という肩書きも持つ。

「鉄筋コンクリートの社寺もたく

さんありますが、うちはいくまで木造にこだわる。400～500年の耐用年数を考えると木造以外ないからです」と高橋社長。事実、奈良、平安の昔から残る社寺は少なくない。木材のくせを観てしっかりした伝統工法で造られた建物は、かなり大きな地震力を受けても倒れないという。

しかし伝統工法は、戦後できた建築基準法では認められなくなった。それどころか鉄筋コンクリート造りに主眼が置かれ、木造そのものがないがしろにされてきた。同法では構造計算が複雑で高さ13メートルを超える木造建築の確認申請を通すのは難しい。「これでは日本の伝統工法が消滅してしまう」と大学の研究者が実証し、木造の考え方を考えようという動きがようやく陽の目を見るのは、ここ数年のこと。

その成果のひとつが、高橋社長が東京大学と共同開発した伝統的工法を組み合わせ高い強度を実現した「ウルトラ貫板壁工法」。これで約15メートルの木造建築が可能になった。

さらに大きな問題がある。住宅に比べかなり大きな建築木材の確保だ。植林材が確保できるカナダ・バンクーバー島から独自に仕入れているが、自然保護により伐採を禁止する国も多く「外材は無限にあるという時代はもう終わり」。今後「200年生の太いものが結構ある」という国内の杉を掘り起こしていく考えだ。

社寺の面白さはどこにあるのか。高橋社長は「人のできないものを作るということ。何百年も残す建物ですから、私が生きていない時代にも自分の名が残る。ま、自己満足かもしれないが」と笑った。

回 覧

CONTENTS

MARCH 2012

3

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社中村建築研究所 代表取締役

高橋 賢二 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

従業員の非行と使用者責任(2)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記⑦

5

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて!身近な法律Q&A

株主総会の議決権などを株主ごとに異なる取り扱いをすることはできますか。

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第12回 最近の企業不正から見た  
経営姿勢の重要性

7

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

3月の予定

1木	16金	ながの結婚支援センター出会いパーティ
2金	17日	
3日	18日	
4日	19月	
5月	20日	
6火	21水	
7水	22木	
8木	23金	
9金	24日	
10日	25日	
11日	26月	
12月	27火	
13火	28水	決算法人説明会(4月決算法人対象) 経営相談室(弁護士・税理士)
14水	29木	経営相談室(弁護士・税理士) 経営相談室(社労士)
15木	30金	経営相談室(社労士)
	31日	

第11回企業対抗ボウリング大会

2月5日、長野市『ヤングファラオ』で、第11回企業対抗ボウリング大会が行われ、38チームが参加した。団体戦は昨年に続いて、有限会社須田商事チームが優勝を飾り、個人の部は中村光一さん(須田商事)が(189・207)のスコアで優勝した。

本大会は、親睦事業としての位置づけで、数多くの賞を設けている他、参加賞なども充実しており、参加者はリピーターが多いのが特徴である。

来年も2月初旬に開催を予定しているので大勢の方に参加を願いたい。



須田商事チーム

## 須坂部会の活動報告

須坂部会では、去る2月13日に講演会と14日に新入会員歓迎会及び市税研修会を合わせて実施いたしました。

13日は、講師に廣中邦充氏（浄土宗西居院住職）をお招きし『やんちゃ坊主の経営駆け込み寺！～「意識改革と人の成長」やる気にさせるリーダーとは～』と題してご講演をいただきました。

内容は、トップセールスマンとして活躍し、その後会社経営、議員秘書などの経験をふまえて会社経営に必要な人材やメンタルヘルスについて仕事、会社、家庭の中でのコミュニケーション術など熱い語りとジョークを交えたご講演でした。

その中で、経営者は日頃から部下や社員に対して「ありがとう」「感謝」の言葉をトップ自ら発信すれば必ず組織は変わりよくなるとのことでした。また、「平成の駆け込み寺」として、家出、不登校、ひきこもり、いじめなどの問題を抱える思春期の子供を無償で預かり、若者たちと共同生活をしながら子供たちの自立と社会復帰の支援をされており、体験談を交えての実践的教育論は興味深いものがありました。

14日は、新入会員歓迎会及び市税研修会を実施いたしました。10名の新入会員さんにご参加をいただき、第1部は法人会事業の説明、第2部は市長をお招き

しての研修会、第3部は懇親会（新入会員PR Time）を実施いたしました。

当日は、役員だけではなく新入会員さんと一緒に研修会を行うことで法人会活動についてお互いに理解を深めることができました。

このように当部会では、多くの会員さんが参加し喜んでいただけるような事業の計画実施を心がけております。

他部会の役員さんから「須坂部会は良くまとまり盛会なのか？」と聞かれることがあります。

私は、それは部会長をリーダーとし役員各々が責任を全うしているからだとお答えします。また、役員自身も参加すればためになる、楽しいといったことではないでしょうか？それを担保に互いに相談・協力しながら励行できているように思います。

まずは自分達が楽しい会にしようと考えて企画することが大切だと思います。講演会や歓迎会なども自分が参加するだけではなく取引先などにも声かけするなど、皆が責任感をもって事業を盛り上げようとしているんだと思います。

4月には、恒例のお花見会を臥竜山で行います。例年300人位で会場満員になります。今から楽しみです（笑）。

部会活動頑張り皆で楽しみましょう。

須坂部会副部会長兼総務委員長  
南澤 貞雄

## 時局講演会

日時 平成24年 2月13日(月)  
13:30~15:00

講師 廣中邦充氏  
(浄土宗西居院第21代目住職・教育評論家)

場所 須坂迎賓館

聴講者 約130名



## 新入会員歓迎会及び市税研修会

日時 平成24年 2月14日(火) 17:30~20:30

第1部 法人会事業説明

第2部 市税研修会

講師:須坂市長

三木正夫氏

「これからの須坂市について」

第3部 懇親会(新入会員PR Time)

場所 須坂迎賓館

参加者 新入会員8名、役員15名、高橋局長、大同生命ほか



## 決算説明会

4月決算法人対象

開催日時

3月13日(火)

10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール  
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

4月18日(水)

10:00~11:30/14:00~15:00

長野市若里市民文化ホール

## 法人会 経営相談室

相談日時が変更になりました!!

詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

弁護士 3/14(水)・28(水)  
10:00~12:00

税理士 3/14(水)・28(水)  
13:30~15:30

社会保険  
労務士 3/15(木)・29(木)  
10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士・税理士・社会保険労務士等

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

# ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属  
 弁護士 板谷 健太郎  
 夜明けの翼法律事務所



## 従業員の非行と使用者責任(2)

### —はじめに—

前号では、従業員の非行について、会社が「使用者責任」を問われて損害賠償義務を負う場合があることについて解説いたしました。

本号では、具体的に、使用者責任を負う場合とそうでない場合の例をご紹介します。

### —交通事故—

従業員が交通事故を起こすということは、よく起こる事態です。その場合に、会社が責任を問われるでしょうか。

まず、事故を起こした車両が社有車であったり、「●●株式会社」というステッカーが貼ってある車両であったりする場合には、「外形理論」（意味は前号参照）からすれば、それがたとえ私用での運転であったとしても、多くの場合が「事業の執行につき」なされた運転とされると思われます。

問題は、従業員がマイカーで事故を起こした場合です。特に、通勤途中での事故がしばしば問題となります。

この点については、一般的には会社の使用者責任は否定される傾向にあります。事業にも用いていた車両であるなどの特別な事情があるような場合には肯定されることもありますので、注意が必要です。

いずれにしても、事業に使う車両には必ず任意保険を付保するなど、会社として損害賠償リスクに備える必要があります。

### —セクシュアル・ハラスメント等—

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ。以下、セクハラ）は、相手が不快に感じる性的な言動を広く指しています。職場内でセクハラ被害があったという場合には、会社が責任を負うのはいうまでもありません（これは、職場環境を整えるという使用者自身の責任でもあります）。

では、会社の外でセクハラが行われた場合には、会社が責任を負うのでしょうか。この点も、「外形理論」を当てはめ、外形的に会社の職務と密接に関連しているかどうかで判断されます。

裁判例の中には、終業後の飲み会の二次会（しかも、会社は社外での飲み会を禁止していた）でのセクハラ行為について、「上司としての地位を利用して行ったものである」と認定し、会社の職務と密接に関連しているとして使用者責任を認めたものがあります。

一方、外形的にも会社の職務と何ら関連がないセクハラ行為（例えば、電車内での痴漢など）や、社員の不貞行為等については、純粋に私生活上の非行であり、会社は使用者責任を負わないことが多いと考えられます。ただ、会社の信用に影響を及ぼすことはありますので、私生活でも非行を犯さないよう指導をしておくべきでしょう。

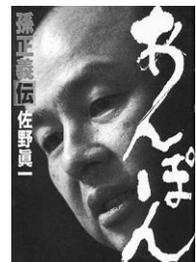
BOOK  
 ビジネス書  
 ランキング

## 今月の売れ筋10冊

2012.1/1～2012.1/31  
 平安堂長野店 提供

- 1 日本でいちばん大切にしたい会社3 ■坂本光司/著 あさ出版 1,400円
- 2 采配 ■落合博満/著 ダイヤモンド社 1,500円
- 3 スティーブ・ジョブズ 1 ■ウォルター・アイザックソン/著 講談社 1,900円
- 4 スティーブ・ジョブズ 2 ■ウォルター・アイザックソン/著 講談社 1,900円
- 5 あんぼん ■佐野眞一/著 小学館 1,600円
- 6 心を上手に透視する方法 ■トルステン・ハーフェナー/著 サンマーク出版 1,500円
- 7 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎/著 中経出版 1,300円
- 8 自分のアタマで考えよう ■ちきりん/著 ダイヤモンド社 1,400円
- 9 ザ・ラストバンカー ■西川善文/著 講談社 1,600円
- 10 リッツ・カールトン 一瞬で心が通う「言葉がけ」の習慣 ■高野登/著 日本実業出版社 1,400円

## 今月の一冊



### あんぼん

佐野眞一 著 小学館  
 1,600円(本体価格)

本書は孫正義の今までの軌跡です。他の著書で描かれてこなかった、又、孫正義自身でさえ知らなかったであろうことが、多数書かれています。孫正義という経営者を知る上で、欠かせない一冊であると同時に、経営者に読んで頂きたい一冊です。

## 税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

## 税務調査の立ち会い顛末記 27

今回のテーマは短期の前払費用の取り扱いについてです。  
税務調査は以下のようなものでした。

## 1. 会社側の行った経理処理

A社(3月決算)では、今期決算にあたり次の(1)、(2)については、法人税法の取り扱いにおいて、短期の前払費用の損金算入を認める特例に該当すると判断し、今期の広告宣伝費として損金の額に算入し申告しました。

- (1) 今期末(3月31日)に、翌期の5月10日に創刊する月刊誌(毎月10日発行)の広告掲載料1年間分(@20万円×12ヶ月=240万円)を支払いました。
- (2) 今期末(3月31日)に、翌期のゴールデンウィーク時期に予定している販促キャンペーン用チラシ製作費(60万円)を支払いました。

その後税務調査が行われ、調査官から次のような見解を示されました。

## 2. 調査官の見解

(1)及び(2)の費用計上した金額については、いずれの場合も、法人税の取り扱いで予定している短期の前払費用の損金算入を認める特例に該当しませんので、今期の損金の額に算入できません。

そこで、この金額を所得に加算して、修正申告していただきたいと考えています。

## 3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は妥当なものと考えます。その詳細は、以下のとおりです。

先ず前払費用とは、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けるために支出した対価のうち、その事業年度終了の時について、未だ提供を受けていない役務に対応する対価部分をいいます。

そこで、原則的に前払費用となる部分の対価は、当該支出した事業年度の損金の額に算入されないことになります。

しかし、法人税の取り扱いにおいては、この前払費用のうち、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るもの(これを「短期の前払費用」といいます)について、継続してその支払った事業年度の損金の額に算入しているときは、その経理処理を認めることとしています。(法人税法基本通達2-2-14参照)

このような取り扱いは、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理を、課税上弊害が生じない範囲内で費用計上の基準を緩和し、支払いベースでの費用計上を認めるというものであります。

したがって、この取扱通達の適用がある短期の前払費用は、「その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るもの」に限られていることに留意する必要があります。

これらを踏まえ、A社が損金計上した(1)及び(2)について検討してみると、次のとおりとなりますので、調査官の指摘のとおり、今期の損金の額に算入できません。

(1)については、今期末(3月31日)に支払っている内容は、翌期の5月10日から毎月10日発行される月刊誌の向こう1年間分の広告掲載料ということであり、「その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るもの」ではありませんので、短期の前払費用には該当しません。

(2)については、翌期の一定の時期に特定の物を調達するために、あらかじめ今期末(3月31日)に支払ったもので、この支払金額は、上記のような継続的な役務提供契約以外の契約等による前払金であって、そもそも前払費用ではありません。

-----【前月号の追加訂正】-----  
前月号において、「医療費」の範囲として、説明しました7項目のほか、「介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの自己負担金」のうち、医療に関連する介護サービス費は、医療費控除の対象となる場合がありますので、追加訂正いたします。

## 確定申告による所得税の納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は**平成24年3月15日(木)**です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

■振替納税を利用■	<p>振替日(平成24年4月20日(金))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。</p> <p>※振替納税のお申し込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成24年3月15日(木)までに提出してください。</p> <p>※振替納税は申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。</p> <p>※既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続きが必要となります。</p>
■現金で納付■	<p>納期限(平成24年3月15日(木))までに、現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署で納付してください。</p> <p>※納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関で用意しています。</p>
■電子納税を利用■	<p>自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。</p> <p>詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。</p>

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて!

## 身近な法律 Q&A



司法書士

江尻 克雄

江尻克雄事務所  
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階  
TEL 026-235-2293  
FAX 026-235-2294

### 株主総会の議決権などを株主ごとに異なる取り扱いをすることはできますか。

**Q** 私は、飲食店事業をしている株式会社〇〇食堂の代表取締役社長(A)です。当社の発行済株式総数は、100株で、私(A)が80株、妻(B)が10株、専務取締役である長男(C)が5株、嫁いだ長女(D)が5株それぞれ所有しています。また、私(A)の子は、CとDの二人です。いずれは長男(C)に当社の株式を譲り、当社の経営を引き継いでもらいたいと考えていますが、株主総会の議決権などを株主ごとに異なる取り扱いをすることはできますか。

**A** 株式の内容が異なる株式(種類株式)を発行することではなく、個々の株主ごとに議決権などを異なる取り扱いができるか、という質問としてお答えいたします。

貴社が公開会社でない株式会社であれば、

- (1) 剰余金の配当を受ける権利
- (2) 残余財産の分配を受ける権利
- (3) 株主総会における議決権

の三つの権利に関する事項について、株主ごとに異なる取り扱いを行う旨を定款に定めることが可能です。ただし、株主に、「(1)剰余金の配当を受ける権利」及び「(2)残余財産の分配を受ける権利」の全部を与えない旨の定款の定めは、無効となります。

以下、もう少し詳しく説明します。

#### 1. 属人的定め(株主平等の原則の例外)

「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」という株主平等の原則というものがあります。これは、同じ内容の株式を有する株主については、その数のみに応じた合理的な取り扱いをしなければならないということであり、株主の個性に応じた異なる取り扱いをしてはならないということです。

この株主平等の原則の例外として、公開会社でない株式会社は、先に述べた三つの権利に関する事項について、株主ごとに異なる取り扱いを行う旨を定款に定めることができます。これを「属人的定め」といいます。

#### 2. 公開会社でない株式会社(「非公開会社」や「株式譲渡制限会社」ともいいます。)

前項で述べた「属人的定め」を導入できる株式会社は、「公開会社でない株式会社」に限られます。この「公開会社でない株式会社」とは、発行するすべての株式に譲渡制限をつけている株式会社のことを指しています。通常、会社の登記事項証明書の「株式の譲渡制限に関する規定」の欄に「当会社の株式を譲渡により取得するには、〇〇〇の承認を受けなければならない。」などと登記されている株式会社のことで、上場会社でない株式会社という意味ではありませんので、注意してください。

#### 3. 導入の手続

「属人的定め」は、定款に規定しなければなりません。この「属人的定め」を定款に新設する場合や変更する場合は、株主総会の特殊決議(総株主の半数以上かつ総株主の議決権の4分の3以上の賛成)が必要です。「属人的定め」を廃止する場合は、一般の定款の変更として株主総会の特別決議(議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成)が必要となります。

「属人的定め」を定款に規定している場合、会社法は、種類株式とみなしていますが、種類株式として登記をする必要はありませんので、登記事項証明書からは、「属人的定め」をしているかどうかは、わかりません。

#### 4. 「属人的定め」の定款例

ご質問の方の会社を例にして、役員(経営者)であるA及びCにのみ株主総会の議決権を与え、その反面、A及びCには剰余金の配当を受ける権利を与えず、外の株主であるB及びDに剰余金の配当を受ける権利を与える場合、一つの事例として次のような「属人的定め」を定款に規定することも考えられます。事業承継策としても考えられます。

(属人的定め)

第〇条 株主A及びC以外の株主は、その有する株式数にかかわらず、議決権を有さない。

- 2 当会社が剰余金の配当を行う場合には、株主A及びCは、剰余金の配当を受ける権利を有さない。

## 経営者の成長指南

### 高い基準



人材育成コンサルタント  
(有)浪 宏友事務所  
代表 浪 宏友

ドラッカーは「マネジャーには真摯さが欠かせない」と言って、真摯さの欠如を示す資質を五つ上げてます。

強みよりも弱みに目を向ける。何が正しいかよりも誰が正しいかに関心を持つ。真摯さよりも頭のよさを重視する。部下に脅威を感じさせる。自らの仕事に高い基準を設定しない。

こうした資質の一つでも持っている人をマネジャーにしたら、健全なマネジメントは実現しないだろうなとも思います。

自分の仕事に高い基準を設定しない人は、無難に仕事をこなすことができても、よりレベルの高い課題にはチャレンジしません。機会があっても取り組もうとせず、そもそも機会を機会として認識することすらできないでしょう。

高い基準を設けて機会にチャレンジする人はしば

しば失敗します。これは未来を開くための失敗であり、レベルの高い失敗です。この失敗の向こうには、大きな成功が横たわっています。

しかし自らに高い基準を設けていないマネジャーは、このようなレベルの高い失敗も、そこらのレベルの低い失敗も区別がつきません。部下が失敗したときには、失敗したということだけを取り上げて、失敗の中身や意義を見ようとしません。こんなことを繰り返していたら、部下たちは萎縮してしまうのではないのでしょうか。

ドラッカーは、マネジャーの資質について語ってから、次のように締めくくっています。「いかに知識があり、聡明であって上手に仕事をこなしても、真摯さに欠けていては組織を破壊する。組織にとってもっとも重要な資源である人間を破壊する。組織の精神を損ない業績を低下させる」と。

# 企業会計

あがたグローバル税理士法人 IFRS推進室 公認会計士 大野 崇 公認会計士 野村昌弘 公認会計士 井原正人 公認会計士 鮎澤英之

## 第12回 最近の企業不正から見た経営姿勢の重要性

最近、起こった企業不正の問題として、大王製紙及びオリンパスの事件がありました。両社ともに、経営者による不正行為であり、企業の存続を揺るがすような影響を与えた重大な事件です。

大王製紙の事件は、調査報告書によると元会長個人に約106億円の貸付が実行されていました。オーナー経営者自らが、取締役会の承認を経ずに子会社から資金の借入を行っていたというものでした。本来、自己の利益ではなく自社の利益を考えて行動する必要のある経営者が、自らの立場を利用して自己の利益のための行為をしていました。

一方、オリンパスの事件は、調査報告書によると1980年代からの財テクによる損失を穴埋めするためにスキームの維持費も合わせ1,348億円が充当されていました。一部の経営者が財テクによる損失を隠し、株式の高値買取や多額のフィナンシャルアドバイザリーフィーの支払をしていました。この取引により、財テクによる損失を決算書に計上せず粉飾決算を行い、長期にわたり利害関係者を欺いていました。

非上場企業でも、企業と経営者との間の資金の貸借取引が見受けられます。この資金の貸借取引も、大王製紙のように最終的に自社のためだけでなく、自己の利益のためになされていた場合は、上場企業と同様に取締役としての法的責任が発生します。

また、非上場企業において粉飾決算のような不正行為が発覚した場合にも、特別背任罪などの刑事責任、粉飾決算により損害を受けた債権者からの損害賠償など法的な責任が追及される可能性があります。仮に法的責任が追及されなかった場合であっても、金融機関からの融資が止められたり、取引先との取引が停止になるような事態も考えられ、企業に与える損害は大きいといえます。

このような道徳的に問題のある行為は、従業員の意識を低下させることにも繋がります。したがって、企業及び経営者の行為や行

動自体が社会から見て正しく行われているかが、企業経営にとって重要になります。

「企業及び経営者の行為や行動自体が社会から見て正しく行われているか」ということを専門用語では、コーポレートガバナンスやコンプライアンスと表現されることが多いと思います。

コーポレートガバナンスとは、企業価値の増大に向けた企業統治の仕組みのことをいいます。この企業統治の仕組みが何故重要であるかということ、企業価値の増大には、企業の競争力、収益力の向上という観点が必要であるのと同時に、企業の不正行為の防止という観点が必要になるからです。それは、企業が単に利益だけを追求すれば良いのではなく、社会からの理解や社会への貢献が必要であり、不正行為は社会からの信頼を失うものであるからです。

また、企業経営にはそのような仕組みだけでなく、コンプライアンスも重要になってきます。このコンプライアンスには、法律の遵守だけでなく、企業が広く社会的な存在であることから、道徳的に問題のあることをしないようにすることも含まれます。

このような用語から、組織においては、不正を発生させない意識の向上を図るとともに、仕組みを構築するという両面が必要になるということがわかります。

上記の2社の問題となった内容、状況は異なりますが、両社ともに経営者のコーポレートガバナンス及びコンプライアンスについての意識が低かったと言わざるを得ません。これまで、企業の存続を揺るがすような事件は、経営者が関与したものがほとんどです。そのため、最終的には、経営者の意識、姿勢、行動が企業経営そのものであり、その行動自体が、社会から見て正しく行われているかを意識する必要があるといえます。

## プロの力を借りて100の壁を越える!

■指導協力

東 直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

### 第12回 この一年の総集編スイングのチェック

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。このコーナーも12回となりいよいよ最終回となりました。お陰様でなんとなく上達し始めた実感もあり、なによりゴルフが楽しくなってきました(100の壁はまだまだ高いですが…) 東プロはじめ、これまでおつきあいいただいた皆様、本当にありがとうございました。

さて、今回はこの一年の締めくくりとして東プロに総チェックをしていただきました。シーズンオフになりつついよいよサボりがちになっていて、この日がなんと2012年初練習というなんと教え甲斐のない生徒っぷり…

まずはアドレスからショットまでのリズムをチェック。概ね悪くないと言うことでしたが、やはり久々の練習ということもあり、どうしても球に当てに行こうという気持ちが出てしまい背骨がねじれたテイクバックとなり、その結果体の開きが早くなりスライス連発の原因となっていました。

そこで、もう一度スイングのバランス、骨盤を起こすこと、右膝の

位置等等改めて思い起こして打つこと十数球。なんとかOKをいただくことが出来ました。また、私の場合、手首が伸びきらないよう少し前傾姿勢を強くし、7番アイアンぐらいまではすこしハンドファーストで構える方がいいというアドバイスもいただきました。

来月には北信でもほとんどのゴルフ場がオープンします。来シーズンこそ100を切ることができるよう定期的にコースへ出て、そして練習場でチェックする。この循環をなんとか習慣化したいものです。

それではSEASON2でまたお会いしましょう!



※プロにワンポイントアドバイス(有料)を受けたい方を募集しています。ご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

# Business Information



このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

**虫倉最中**

クルミと栗を練りこんだ自家製あんを、栗のかたちのこだわりの皮で包んだ特製最中。金多満屋商店50年の伝統の味です。



1個120円(税込)  
※化粧箱にお詰めした贈答用もごさいます。

**中条に銘品あり。**

金多満屋商店がお届けしています。

**山姥の里**

中条に古くから伝わる山姥伝説にちなんだオリジナル純米酒。常温か冷やで、さっぱりとした味わいをお楽しみください。



870円(720ml)



**有限会社 金多満屋商店**

長野市中条2346-1 TEL026-267-2009/FAX026-267-2677

<http://homepage2.nifty.com/mushikura-monaka/>

## 合格への道

～想像から創造へ～

人生初めての試験「高校入試」。  
「合格」という二文字をつかむために中学3年の1年間は一日一日、一步一步踏みしめて歩かなければなりません。

**第1部** ぐうたら作家の受験道  
小説家 仁木英之×土井悦代  
関塾信越地区本部代表  
元塾講師で小説家の仁木英之氏と土井悦代塾頭による受験勉強談義。

**第2部** 高校入試に打ち勝つ方法  
『この1年の過ごし方』  
高校入試の仕組みやデータ、受験生が必要な情報が盛りだくさん。

**第3部** サクラサク! 私たちからのエール  
◆パネルディスカッション(高校生・大学生)  
つい先日まで受験生だった先輩や関塾卒業生が後輩にエールを送ります。

平成24年  
**3月17日** ⊕  
18:30～21:00(開場18:00)  
**ホクト文化ホール  
小ホール**  
参加無料



2011年講演会の模様

現中2生ではない児童・生徒の皆さん、保護者様のご参加も大歓迎です。会場では受験生必須アイテムをプレゼント!

—子どもは人間の宝の— ■お申し込み・お問い合わせ

**関塾** 関塾信越地区本部 関塾長野 検索  
長野市中御所3-15-1  
TEL.026-227-6663 FAX.026-227-1988



社内にも、社外にも、出会いがないというあなた。もしかしたら、恋が芽生える出会いはずっと身近なところにあるのかもしれない。わたしたちは、恋愛結婚をしたい方に、ちょとお節介な、お見合い支援サービスや、カンパリングパーティーを通して、出会いを提供している社団法人です。いちど、こっちで恋を探してみませんか?

# こっちに、 恋

ながの結婚支援センター 検索

【誠実な対応と、自然な出会いの演出を心がけています】

- 長野県法人会連合会が主催しています。
- お見合いサービスの「えんむす」会員なら、パーティーの優先権などの特典があります。
- 初対面が苦手な方でも、気軽に参加できるイベント・催しを用意しています。
- ご同僚やご友人の方を誘っての参加も歓迎です。
- キャッチセールスや宗教勧誘、同業者の参加はお断りしています。

ながの結婚支援センター  
<http://www.mscc-nagano.jp/>  
主催：社団法人 長野県法人会連合会内  
〒380-0904 長野県長野市七瀬中町276 会議所ビル3F  
TEL：026-227-0031

Tea Room 

オギャーと人間として生まれてきた時は既に公平なのに、生まれた環境により生活が一変する、どの時代にも、そうだと言うならそうだ。でも、近年は激しすぎるではないの。ちょっと考えるに公平な物、と言うと、まず空気(水は違う)一人ずつ持っている、一日24時間持っている、これですら、疑わしくなってきたのではないか。でもまあよ、こういう時代をフルに使い、また先輩に学び人類の頂点として君臨していく、日本の政治家もよく考えよ!いつからこのような時代になったのだ?お前らも何とかしろ!さすれば法人会もガンバルぜ?



広報委員 鈴木 秀孝